

長運輸第45号の2

平成23年4月8日

バス事業者各位

長野運輸支局長

通達『東北地方太平洋沖地震を踏まえた、通達「一般貸切旅客
運送事業における臨時の営業区域の設定について」の柔軟な運
用について』の適用期間の延長について

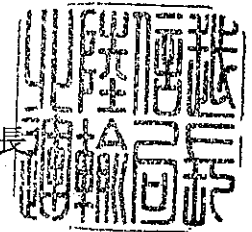
標記については、適用期間を平成23年3月11日（金）より平成23年4月10日までの間とされているところであるが、罹災地域において鉄道が復旧していない現在、被災者への支援及び復興の円滑化のためには引き続きバスによって輸送力の確保を図る必要があることから、期限を平成23年5月10日（火）まで延長することとしましたので、お知らせいたします。



北信交旅第10号
平成23年4月5日

長野運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長



通達『東北地方太平洋沖地震を踏まえた、通達「一般貸切旅客自動車運送事業における臨時の営業区域の設定について」（平成19年9月13日付け国自旅第139号）の柔軟な運用について』（平成23年3月18日付け国自旅第227号）の適用期間の延長について

標記について、別紙のとおり自動車交通局長より通知があったので、了知されたい。

平成23年4月1日
国自旅第 19 号

北陸信越運輸局長 殿

自動車交通局長
(公印省略)

通達『東北地方太平洋沖地震を踏まえた、通達「一般貸切旅客自動車運送事業における臨時の営業区域の設定について」(平成19年9月13日付け国自旅第139号)の柔軟な運用について』(平成23年3月18日付け国自旅第227号)の適用期間の延長について

標記通達については、適用期間を平成23年3月11日(金)より平成23年4月10日(日)までの間としていたところであるが、罹災地域において鉄道が復旧していない現在、被災者への支援及び復興の円滑化のためには引き続きバスによって輸送力の確保を図る必要があることから、期限を平成23年5月10日(火)まで延長することとする。

なお、本件については、社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。